

# 平成28年度第2回埼玉県ふぐ調理師資格者講習会について

## 1 開催日時

平成29年3月3日（金）

午後2時から午後3時まで（受付は午後1時30分から）

## 2 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24

埼玉教育会館303会議室（3階）

## 3 対象者

埼玉県ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の（1）から（3）までに掲げる条件をすべて満たす者。

（1）調理師法第2条に規定する調理師

（2）次のアからエのいずれかに該当する者

ア 東京都ふぐ調理師試験に合格し東京都ふぐ調理師免許を受けている者

イ 神奈川県ふぐ包丁師試験（昭和62年4月以降行われたものに限る。）に合格し神奈川県ふぐ包丁師免許を受けている者

ウ 滋賀県ふぐ調理師試験に合格し滋賀県ふぐ調理師の免許を受けている者

エ 徳島県ふぐ処理師試験に合格し徳島県ふぐ処理師の免許を受けている者

オ 鹿児島県ふぐ調理師試験（昭和58年4月以降行われたものに限る。）に合格し鹿児島県ふぐ調理師の免許を受けている者

（3）次のいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの調理ができない者

イ 成年被後見人

ウ 条例第10条第1項第4号又は第2項の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者

## 4 講習会の内容

（1）埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例について

（2）埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則について

## 5 受講手続

受講希望者は、次の（1）～（3）の事項について、往復はがきに記入又は電子申請により食品安全課あて申し込んでください。

（1）住所、氏名、氏名ふりがな、生年月日及び電話番号（昼間連絡が可能なもの）

（2）合格したふぐの調理に係る試験の都県名及び実施年度

（3）ふぐの調理に係る免許証の交付年月日、番号及び都県名

なお、返信用はがきの表面（宛名）には、郵便番号、住所及び氏名を必ず記入してください。

また、電子申請の場合は、埼玉県庁ホームページの電子申請画面から必要事項を入力し申し込んでください。

## 6 申込先

（1）往復はがきの場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県保健医療部食品安全課食品保健担当

(2) 電子申請の場合

埼玉県庁ホームページの電子サービス窓口

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>

※平成29年2月1日（水）から受付開始します。

7 申込受付

はがき 平成29年2月24日（金）必着

電子申請 平成29年3月1日（水）まで申込受付

8 受講の通知

往復はがきで申し込んだ場合は、受講資格を確認後、返信用はがきで受講票（受講案内）を送付します。

また、電子申請で申し込んだ場合は、受講資格を確認後、電子メールで受講票（受講案内）の発行をお知らせしますので、手順に従って印刷してください。

9 講習会当日持参品

(1) 受講票

(2) 筆記用具

(3) 免許交付申請に必要な書類

受講者は講習会終了後、ふぐ調理師免許証の交付申請をしていただきますので、次の書類を持参してください。

ア 調理師免許証の写し

イ 次のいずれかのふぐの調理に関する試験に合格したことを証する書面の写し（東京都ふぐ調理師免許所持者は省略できます。）

(ア) 神奈川県ふぐ包丁師試験合格者（昭和62年4月以降行われたものに限る。）

(イ) 滋賀県ふぐ調理師試験合格者

(ウ) 徳島県ふぐ処理師試験合格者

(エ) 鹿児島県ふぐ調理師試験合格者（昭和58年4月以降行われたものに限る。）

ウ 次のいずれかのふぐの取扱いに係る免許証の写し

(ア) 東京都ふぐ調理師免許証

(イ) 神奈川県ふぐ包丁師免許証

(ウ) 滋賀県ふぐ調理師免許証

(エ) 徳島県ふぐ処理師免許証

(オ) 鹿児島県ふぐ調理師免許証

エ 本籍地の区市町村で発行する身分証明書という書類、または法務局で発行する成年後見に関する登記がないことの証明書（成年被後見人とする登記記録がないことの証明書）

オ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦3.5cm、横3cmの大きさのもの、スナップ写真不可）2枚

カ 免許申請手数料 4,600円

キ 402円の切手を貼った定型郵便（長3/23.5cm×12cm）の封筒（免許証の郵送希望者のみ）

10 問い合わせ先

埼玉県保健医療部食品安全課食品保健担当 電話048-830-3608

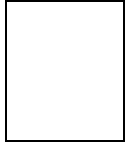
食品安全課ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0708/index.html>

(往信の表面)

往復はがき

330-9301



往 信

第○回ふぐ調理師  
資格者講習会申込

埼玉県保健医療部食品安全課  
食品保健担当あて  
さいたま市浦和区高砂  
三十五一

(往信の裏面)

住所

ふりがな  
氏名

生年月日

電話番号 (昼間連絡が可能なもの)

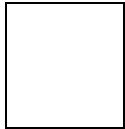
合格したふぐの調理に係る試験の  
都県名及び実施年度

ふぐの調理に係る免許証の交付年月  
日、番号及び都県名

(返信の表面)

往復はがき

□□□-□□□□



返 信

※ 受講希望者の住所・氏名・  
郵便番号を記入してください。  
様

返信の裏面 (食品安全課で記入)

平成〇〇年度第〇回ふぐ調理師資格者講習会受講票

1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)  
講習 午後〇時~午後〇時 (受付:午後〇時〇分から)

2 場所 〇〇〇〇会館〇〇会議室  
(さいたま市浦和区〇〇〇〇)

3 持参品

(1) 受講票 (2) 筆記用具

(3) 免許交付申請に必要な書類

ア 調理師免許証の写し

イ 次のいずれかのふぐの調理に関する試験に合格したことを証  
する書面の写し(東京都ふぐ調理師免許所持者は省略できま  
す。) (ア) 神奈川県ふぐ包丁師試験合格者(昭和62年4月  
以降行われたものに限る。)(イ) 滋賀県ふぐ調理師試験合格者  
(ウ) 徳島県ふぐ処理師試験合格者(エ) 鹿児島県ふぐ調理師試  
験合格者(昭和58年4月以降行われたものに限る。)

ウ 次のいずれかのふぐの取扱いに係る免許証の写し

(ア) 東京都ふぐ調理師免許証 (イ) 神奈川県ふぐ包丁師免許証

(ウ) 滋賀県ふぐ調理師免許証 (エ) 徳島県ふぐ処理師免許証

(オ) 鹿児島県ふぐ調理師免許証

エ 本籍地の区市町村で発行する「身分証明書」という名称の証  
明書(成年被後見人とする登記記録がないことの証明書)

オ 写真(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで  
縦3.5cm、横3cmの大きさのもの、スナップ写真不可) 2枚  
カ 免許申請手数料 4,600円

キ 402円の切手を貼った定型郵便の封筒(免許証の郵送希望  
者のみ)

※免許証作成には一週間程度かかりますので御了承ください。